

県立学校教職員・生徒等結核等検診業務仕様書

1 受診者

(1) 県立学校教職員及び生徒

①教職員（新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員（令和8年度採用者）を含む。）

（年間見込）検診受診者 2,900人、精密検査受診者 10人

②生徒（高等学校1年・特別支援学校1年）

（年間見込）検診受診者 6,244人、精密検査受診者 1人

(2) 令和9年度採用内定県立学校等教職員

325人（県立学校教職員80人＋小中学校教職員240人＋小中学校事務職員5人）、
精密検査受診者 1人

(3) 小中学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員（令和9年度採用者）

100人

※人数は見込であり、実際は増減がある。

2 実施場所

(1) 県立学校教職員及び生徒

・香川県内の県立学校（39校）

検診場所は原則として県立学校の敷地内とし、具体的な場所は各学校と協議のうえ決定すること。

(2) 令和9年度採用内定県立学校等教職員

・香川県教育センター（高松市郷東町587-1）

具体的な実施場所は香川県教育委員会事務局人事主管課（県立学校（県立中学校を含む。）にあつては高校教育課、小中学校にあつては義務教育課、以下同じ。）と協議のうえ決定する。

(3) 小中学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員（令和9年度採用者）

・香川県教育センター（高松市郷東町587-1）

具体的な実施場所は香川県教育委員会事務局人事主管課と協議のうえ決定する。

3 日程

(1) 県立学校教職員及び生徒

・4月1日から6月30日までに実施すること。

ただし、秋入学のある高校（三木高校 定時制、丸亀高校 定時制）は、10月以降速やかに実施すること。

また、受診者に特別の事情がある場合は、上記期間外であっても実施すること。

・実施日程は、各学校と直接調整して決定すること。

・通信制のある学校（高松高校、丸亀高校）については、日曜日の検査を行うこと。

・定時制のある学校については、夜間の検査を行うこと。

・検査当日欠席した生徒等が別日に検査できる対応をすること。（他校での検査時等）

(2) 令和9年度採用内定県立学校等教職員

- ・令和9年1月14日(木)、1月15日(金)(予備日)

特別な事等により、中止、延期及び実施場所の変更等が必要となった場合、その他上記日程以外で実施する必要がある場合は、別途協議すること。

(3) 小中学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員(令和9年度採用者)

- ・令和9年2月22日(月)、2月25日(木)(予備日)

特別な事等により、中止、延期及び実施場所の変更等が必要となった場合、その他上記日程以外で実施する必要がある場合は、別途協議すること。

4 実施方法 原則として移動検診車により実施すること。

5 検査項目 胸部エックス線撮影を実施する。

撮影は、必要な資格を有する者により行うこと。

読影は、原則として十分な経験のある呼吸器または放射線の専門医によって行うこと。

教職員については、結核・肺がん検診とし、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく読影方法によって行うこと。

6 プライバシーの保護 検診の実施に際しては更衣や問診等におけるプライバシーの保護に十分留意すること。

7 記録の保存 検診結果、画像及びその他読影結果等は、検査後契約期間満了まで保管し、対象校から請求があった場合は速やかに提出することが可能な状態とすること。

8 結果の通知 (1) 県立学校教職員及び生徒

教職員の検診結果は、個人あてと学校あてに作成し、直接学校へ送付すること。

生徒の検診結果は、学校あて作成し、直接学校へ送付すること。

また、要精密検査となった場合は、「10 精密検査」のとおり対応すること。

なお、香川県教育委員会へは、全学校の結果を送付し、検診結果等のデータを提供すること。

(2) 令和9年度採用内定県立学校等教職員

① 検診結果個人票

- ・検診結果個人票を作成し、受診者本人用として個々に封書等にして、香川県教育委員会事務局人事主管課が示す受診者本人の送付先へ送付すること。

- ・早急に精密検査等が必要な者については、直ちに、香川県教育委員会事務局人事主管課長まで連絡すること。

② 検診結果一覧

- ・学校の種類(県立学校(県立中学校を含む)、小中学校)ごとに受診者検診結果一覧を作成し、香川県教育委員会事務局人事主管課長あてに送付すること(精密検査結果も同様とする)。

- ・受診者が所属する学校が決定した後、令和9年3月24日前後に情報提供するので、学校ごとに受診者検診結果一覧を作成し、香川県教育委員会事務局人事主管課長あてに令和9年3月31日までに送付すること(精密検査結果も同様とする)。

③検診結果データの提供

- ・受診結果等のデータをCD-R等に保存し、香川県教育委員会へ提供すること。

(3)小中学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員（令和9年度採用者）

①検診結果個人票

検診結果個人票を作成し、受診者本人用として個々に封書等にして、香川県教育委員会事務局人事主管課が示す受診者本人の送付先へ、令和9年3月31日までに送付すること。

なお、早急に精密検査等が必要な者については、直ちに、香川県教育委員会事務局人事主管課長まで連絡すること。

②検診結果一覧

受診者検診結果一覧を作成し、香川県教育委員会事務局人事主管課長あてに令和9年3月31日までに送付すること。

③検診結果データの提供

検診機関は、受診結果等のデータをCD-R等に保存し、香川県教育委員会へ提供すること。

9 受診者への説明 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを受診者へ知らせ、その旨を香川県教育委員会へ報告すること。

10 精密検査 (1)教職員

胸部エックス線デジタル撮影で要精密検査となった県立学校教職員については、精密検査が可能な県内の医療機関へ精密検査を予約し、検診結果及び画像データを保存したCD-R等を送付するとともに、当該医療機関において、胸部エックス線検査（CT検査）及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他IGRA検査など必要な検査を実施する。

(2)生徒

胸部エックス線検査で要精密検査と判定された受診者については、結果の通知において、検診結果及び画像のデータをCD-R等に保存し、学校へ送付すること。

また、確定診断を行える医療機関について、学校へ情報提供すること。

なお、送付された検診結果及び画像については、学校から精密検査を行う医療機関へ提供するものとする。